

保育所型認定こども園

指導監査セルフチェックリスト

(令和3年度)

施設名							
監査日	令和		年		月		日
職・氏名	職名			氏名			
	職名			氏名			
	職名			氏名			

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑧)	…	1
職員体制	(設問①～⑭)	…	4
安全対策	(設問①～⑪)	…	8
保健衛生	(設問①～⑦)	…	10
教育・保育	(設問①～⑨)	…	12
食事の提供	(設問①～⑯)	…	14
職員処遇	(設問①～⑫)	…	18

【 根 拠 法 令 等 (略 称) 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日
関税暫定措置法	関税暫定措置法	昭和35年3月31日
関税暫定措置法施行令	関税暫定措置法施行令	昭和35年3月31日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(告示)	平成26年7月31日
保育所保育指針	保育所保育指針	平成29年3月31日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
認定こども園における職員配置特例	認定こども園における職員配置に係る特例について	平成28年4月1日
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
食中毒事故発生防止通知	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	平成8年6月18日
衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	平成9年6月30日
衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日
大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日
保育士労働環境確保通知	保育士の労働環境確保に係る取扱いについて	平成29年9月7日
保育指針解説	保育所保育指針解説	平成30年2月改定
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	平成30年3月改訂
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成31年4月改訂

○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園認定基準条例	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例	平成18年10月1日
認定規則	宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則	平成18年10月1日
認可・認定基準条例施行通知	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について	平成26年11月19日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日
保育所給食の手引き	保育所給食の手引き	平成22年4月12日

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																																																																																																				
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																																																																																																					
【施設運営】	<p>①保育室・園舎・園庭の面積は基準を満たしているか。</p> <p>【保育室】</p> <p>※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">組</td> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>㎡</td> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第8条 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</p> <p>乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上でなければならない。</p> <p>第7条第2項 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上でなければならない。</p>
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子		人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																					
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																						
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																						
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																						
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																						
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																						
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																						
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																						
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																						
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																						
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																						
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																						
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																						
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																						
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																						

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																	
【施設運営】	<p>【園舎】</p> <p>満3歳以上の学級数に応じた下表の面積 ※いずれか該当する方。</p> <table border="1"> <tr> <td>1学級</td> <td>1学級 × 180</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>学級 × 320 + 100 × (学級数 - 2)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>ただし、既存施設が保育所型認定こども園になる場合で、上記【保育室】の基準を満たす場合はこの限りではない。</p>	1学級	1学級 × 180	=	m ²	2学級以上	学級 × 320 + 100 × (学級数 - 2)	=	m ²							<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第6条 認定こども園の園舎の面積は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない(保育室・遊戯室・乳児室・ほふく室その他の設備の面積を除く)。 ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合で、乳児室の面積:満2歳未満の子ども1人につき1.65m²以上、ほふく室の面積:満2歳未満の子ども1人につき3.3m²以上、保育室又は遊戯室の面積:満2歳以上の子ども1人につき1.98m²以上の基準を満たすときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(m ²)	1学級	180	2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)		
	1学級	1学級 × 180	=	m ²																				
2学級以上	学級 × 320 + 100 × (学級数 - 2)	=	m ²																					
学級数	面積(m ²)																							
1学級	180																							
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)																							
<p>【園庭】</p> <p>下表のA及びBを満たすか。</p> <p>A 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上</p> <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上の子</td> <td>人 × 3.3m²</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>イ 次表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて、Aにより算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>学級 × 330 + 30 × (学級数 - 1)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>学級 × 400 + 80 × (学級数 - 3)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受けている場合であって、Aの基準を満たすときは、イの基準を満たすことを要しない。</p>	満2歳以上の子	人 × 3.3m ²	=	m ²	2学級以下	学級 × 330 + 30 × (学級数 - 1)	=	m ²	3学級以上	学級 × 400 + 80 × (学級数 - 3)	=	m ²						<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第7条第3項 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合であって、(1)の基準を満たすときは、(2)の基準を満たすことを要しない。</p> <p>(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上であること。 (2) 次の表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(1)により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(m ²)	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)
満2歳以上の子	人 × 3.3m ²	=	m ²																					
2学級以下	学級 × 330 + 30 × (学級数 - 1)	=	m ²																					
3学級以上	学級 × 400 + 80 × (学級数 - 3)	=	m ²																					
学級数	面積(m ²)																							
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)																							
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)																							

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	②建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			認定こども園認定基準条例 第14条第2項 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。
	③満3歳以上の子どもについては学級を編制し、1学級原則35人以下としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（「教育及び保育時間相当利用児」）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。 この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。
	④保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日8時間を原則としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		認定こども園認定基準条例 第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
	⑤施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			児童福祉施設設備運営基準 第13条第2項 保育所は、次の各号に掲げる重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																																																		
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																																																			
【施設運営】	⑥職員の資質向上のため、研修計画を作成し、実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			認定こども園認定基準条例・認定規則 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 条例第10条 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。 規則第7条(4) 適切な研修の計画を作成し、及び実施することにより、研修の幅を広げること。 </div>																																																		
	⑦苦情に適切に対応するため、窓口の設置等を行っているか。 (例: 苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			児童福祉施設設備運営基準 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 第14条の3第1項 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 </div>																																																		
	⑧業務の質の評価を行い、改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			児童福祉施設設備運営基準 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 第36条の2 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 </div>																																																		
【職員体制】	①教育及び保育に従事する職員の数は年齢別配置基準を満たしているか。 【児童数及び必要職員数】 ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>満0歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>3</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満1歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>6</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満2歳</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>20</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>30</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> <td>※四捨五入</td> </tr> </tbody> </table>	満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人						満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人		計		人	※四捨五入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			認定こども園認定基準条例 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> </div>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満2歳	人																																																									
満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																																				
計	人		計		人	※四捨五入																																																				
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人																																																									
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人																																																									
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人																																																									
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人																																																									

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等								
		適	否	非該当	文書	口頭	助言									
【職員体制】	<p>【現在の職員数】</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> <p>⇒ 勤務時間(月)の合計 時間 ÷ 常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間 ⇒ 常勤換算 人 (B)</p> <p>※小数点以下の端数処理はしない。</p>	常勤	人	(A)	非常勤	人								計 (A)+(B) 人		
	常勤	人	(A)													
	非常勤	人														
	②教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人															
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人															
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人															
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人															
③満3歳以上の子どもについては、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任を配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。</p>								
④学級担任は、幼稚園教諭免許を有しているか。 ただし、保育士資格保有者で、その意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者が、幼稚園教諭免許の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 ※児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることが要件	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園認定基準条例・認定規則</p> <p>・条例第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 ・条例第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 ・条例第4条第4項 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。 ・規則第4条第1項第2号 条例第4条第4項ただし書の保育士の資格を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認める者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。</p>								

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員体制】								認可・認定基準条例施行通知
	⑤満3歳以上の子ども(1号・2号認定)の教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しているか。 ※両資格併有が困難な場合、いずれかの資格を有すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>第2-2 園児の教育及び保育に従事する者は、認定規則第4条第1項第2号に規定する「その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。」とは、児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、宮崎県教育委員会及び宮崎県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることとする。</p>
	⑥満3歳以上で保育所同様1日8時間程度利用する子ども(2号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。</p>
	⑦満3歳未満の子ども(3号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。</p> <p>第4条第5項 第3項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有するものでなければならない。</p>
								<p>認定こども園認定基準条例</p> <p>第4条第1項 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p>

